

南極地域観測第Ⅸ期6か年計画
公開利用研究実施要項

1. 趣旨

本要項は、南極地域観測第Ⅸ期6か年計画における公開利用研究の実施にあたり、必要な事項を定める。

2. 実施期間

公開利用研究の実施期間は、Ⅸ期中で単一隊次の期間内とする。

3. 実施体制

- (1) 公開利用研究は、研究を統括する研究代表者及び共同で研究を行う共同研究者が実施する。
- (2) 公開利用研究の実施にあたり、国立極地研究所（以下「研究所」という。）は必要に応じて所内対応者を指名し、研究の実施を支援する。

4. 研究代表者の資格

研究代表者の資格は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学及びその他の教育研究機関に所属する教員及び研究者（大学院学生及び学生は除く）
- (2) 国公立研究機関、国立研究開発法人等に所属する研究者
- (3) 上記に準ずる者

5. 募集

公開利用研究の募集は、毎年度、本要項に基づいて研究所が公募要項を定め、実施する。

6. 審査

公開利用研究の審査は、南極観測審議委員会のもとの専門部会（どの専門部会にも該当しない課題は南極観測委員会）が行う科学的評価及び南極観測委員会が行う実行可能性評価を経たうえで、南極観測審議委員会が行う。

7. 審査基準

公開利用研究の審査基準は以下の通りとする。

- (1) 科学的評価
 - 1) 研究目的が南極の特色を生かした研究や技術開発として高い価値を有しており、科学的成果が期待できるか
 - 2) 研究計画が期待される成果をあげるために妥当か

(2) 実行可能性評価

- 1) 南極地域観測の枠組み（プラットフォーム、規制等）に照らして実行可能か
- 2) 当該隊次の全体計画に照らして実行可能か
- 3) 当該隊次の隊員編成計画に照らして同行者の受け入れが可能か

8. 実施担当者

公開利用研究は、原則として、当該研究の実施を担当する同行者の派遣を要する。やむを得ず同行者の派遣ができない計画については、研究所が当該隊次の観測隊と協議のうえ、隊員の中から担当者を決定する。

9. 実施に際しての取り扱い

公開利用研究の実施に際し、観測・設営計画調書、報告（週報、月例報告、観測隊報告）、自己点検等の手続き、及び安全対策計画書等の安全管理等については、研究観測の取り扱いに準ずる。

10. 取得データの取り扱い

公開利用研究の実施により取得したデータは公開しなければならない。

11. 謝辞の記載

公開利用研究の成果を論文や学会等で発表する場合には、南極地域観測による成果であることを謝辞に記載しなければならない。

12. 追跡調査への協力

研究代表者は、公開利用研究の成果に関して研究所が実施する追跡調査（区期終了後概ね1年程度までの間に行う予定）に協力しなければならない。